

2018 C 日程 LS [0218]

受験番号

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験

### 商 法

(60分)

#### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 商法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

### 【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、会社法上の公開会社であり、監査役設置会社である。A社の取締役は、平成29年6月29日以後はB、C及びDである。A社の代表取締役は、平成29年6月29日から平成30年1月31日まではBであり、平成30年2月1日以後はCである。

Bは、平成30年1月22日、A社を代表して、B自身との間で、A社がBに対し、A社が所有する時価1億円の不動産（以下「本件不動産」という。）を代金1,000万円で売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、代金1,000万円の支払と引換えに本件不動産をBに引き渡した。同日、本件不動産について、A社からBへの所有権移転登記がされた。本件売買契約の締結について、A社の取締役会の承認決議はない。

### 〔設問1〕

平成30年2月15日、【事例】の第2段落の事実を知ったCは、A社を代表して、Bに対し、本件売買契約が無効であると主張して、本件不動産の引渡しを請求することができるか。

### 〔設問2〕

平成30年2月1日、Bは、【事例】の事実を知らないEとの間で、BがEに対し、本件不動産を代金1億円で売却する旨の契約を締結し、代金1億円の支払と引換えに本件不動産をEに引き渡した。同日、本件不動産について、BからEへの所有権移転登記がされた。

平成30年2月15日、【事例】の第2段落の事実及び以上の事実を知ったCは、A社を代表して、Eに対し、本件売買契約が無効であると主張して、本件不動産の引渡しを請求することができるか。